

令和8年度

はにゅうの図書館

[図書館要覧]



羽生市立図書館

目 次

1. 羽生市の概要	1 ページ
2. 沿革	2 ページ
3. 令和 8 年度図書館運営基本方針	4 ページ
4. 組織	5 ページ
5. 概要	5 ページ
6. 令和 7 年度事業概要	7 ページ
7. 利用案内	8 ページ
8. 統計概要	9 ページ

参考資料

1 図書館資料の所蔵状況	10 ページ
2 令和 7 年度図書館利用状況	11 ページ
3 雑誌一覧	16 ページ
4 新聞等一覧	17 ページ
5 条例・規則	18 ページ
羽生市立図書館設置条例	18 ページ
羽生市立図書館管理規則	19 ページ
羽生市立図書館協議会設置条例	22 ページ
羽生市立図書館協議会運営規則	22 ページ
6 羽生市立図書館資料収集方針	23 ページ

1. 羽生市の概要

羽生市は、昭和29年9月1日に旧羽生町と隣接する6つの村（1町6村）が合併し埼玉県内16番目の市として誕生、その後昭和34年4月1日に北埼玉郡千代田村を編入して現在に至ります。

市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64km²で、東部、南部は加須市、西部は行田市、北部は利根川を隔てて群馬県に接しています。東経139度32分、北緯36度10分、海拔16m（羽生市役所の位置）で埼玉県の北東部に位置し、東京（日本橋）へは58kmの距離にあります。

市の中心部は古くから衣料の町として商工業を中心とした市街地を形成し周囲は農業地帯として肥沃な田園が広がりますが、近年は郊外を中心に大型商業施設の進出が続いており、大きな変化を見せています。

令和8年3月31日現在の人口は53,492人、世帯数は25,448世帯で、高齢化率は31.3%となっています。

アクセスは、東武伊勢崎線が上りは東京浅草まで、下りは群馬県伊勢崎市までそれぞれ約1時間で結び、羽生駅を起点とする秩父鉄道秩父本線は熊谷駅でJR線に連絡、さらに寄居町を経て秩父市まで約2時間（三峰口駅）で繋がります。道路は、市の西部を国道122号線が縦断し、南部を国道125号線が横断しています。また、市の東部を縦貫する東北自動車道は平成4年に羽生ICが供用開始され、東京及び東北各方面の都市へ短時間で結ばれました。

■市章

羽生の「羽」を羽根を模した扇形とし、扇の要として「生」を円形にデザインした美しい市章です。団結と円満、躍進と祝福を象徴したもので、昭和30年1月14日に制定されました。



■『田舎教師』ゆかりの地

小説『田舎教師』は、主人公・林清三のモデル小林秀三（1884～1904）が書き残した日記をもとに文豪田山花袋（1871～1930）が書き上げた、明治時代の羽生（現在の羽生市にあたる地域）を舞台とした文学作品です。登場人物の多くは市内に実在した人物がモデルで、作中には作品が書かれた当時の自然や生活が生き生きと描写されています。市内各所には、田舎教師像をはじめ作品にまつわる文学碑などがあります。

■希少植物ムジナモ自生の地

市の東部に位置する羽生水郷公園に「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」があります。

希少植物である食虫植物ムジナモの自生地として昭和41年5月に国の天然記念物に指定された宝蔵寺沼ムジナモ自生地は現在、羽生市管理の下、地域のムジナモ保存会等によって植生保全活動が進められています。

2. 沿革

S 39. 10. 1	羽生市立図書館創設(羽生市東 7-1-1(文化会館内))
S 39. 12. 24	羽生市立図書館設置条例、羽生市立図書館協議会設置条例制定
S 40. 4. 1	埼玉県図書館羽生分館を設置 埼玉県移動図書館巡回開始(市内小学校9校巡回)
S 45. 4. 1	県立熊谷図書館開設に付、分館図書を市立図書館に移管
S 45. 10.	読書グループ誕生し始める
S 46. 4. 1	県立熊谷図書館にて移動図書館巡回
S 48. 4. 1	貸出方法をニューーク式からブラウン式に変更
S 50. 4. 1	配本所設置(市内小学校9校)
S 50. 8. 15	旧市庁舎に図書館を移転(羽生市中央 2-8-10)
S 53. 11	一般室、児童室分離
S 54. 3	独立図書館建設の請願書作成、提出(署名 3,028 名)
S 55. 7	県立久喜図書館落成に伴い、そのエリアに入る
S 57. 3	移転準備のため、児童室・開架室を撤去
S 57. 4	配本所4ヶ所(手子林、須影、村君の各公民館及び新一小)をおく
S 57. 8. 23	旧市庁舎から文化会館に移転(羽生市東 7-1-1)
S 57. 9. 3	文化会館(1階)にて開館
S 58. 9	中央公民館に配本所をおく
S 59. 4	井泉公民館に配本所をおく
S 59. 5	閲覧室を設置、配本車(軽自動車)を購入
S 59. 9	新図書館、資料館の設計費を計上
S 59. 11	図書館資料館建設専門委員会発足
S 60. 4. 1	職員を増員して図書館機構を整備、図書館課対応になる
S 60. 5. 1	羽生南小学校に開館準備室開設
S 60. 5. 8	新郷公民館に配本所をおく
S 60. 6. 20	羽生市立図書館及び資料館新築工事費等請負契約可決される
S 60. 7. 2	図書館(仮称)資料館起工式
S 60. 7. 28	岩瀬公民館に配本所をおく
S 61. 3. 20	図書館(仮称)資料館竣工
S 61. 3. 31	南小学校開館準備室閉鎖
S 61. 4. 1	開館準備に伴い図書館閉館
S 61. 8. 1	図書館・郷土資料館開館(羽生市大字下羽生 948) 図書管理システム導入
S 63. 6	川俣公民館に配本所をおく
S 63. 8	一般開架室に書架増設
H 2. 7	三田ヶ谷公民館に配本所をおく
H 4. 4	貸出冊数を一人5冊から10冊へ変更
H 8. 4	毎週水曜日の開館時間、午前9時から午後6時まで延長(試行)
H 9. 6	北埼玉地域公共図書館広域利用開始
H 9. 10	図書管理システム更新
H 10. 4	入館者100万人達成
H 11. 9	一般開架室に書架増設
H 13. 1	視聴覚障がい者に対する視聴覚資料の貸出開始
H 13. 4	開館時間延長を拡大(6月～9月の平日午後6時閉館(試行))

H 14. 4	館内整理日を「毎月末日」から「第4木曜日」に変更(試行)
H 14. 10	新図書館システムを導入、図書館公式サイト開設
H 16. 8	入館者200万人達成
H 16. 12	ブックスタート事業開始
H 17. 11	インターネット予約開始
H 18. 4	祝日開館を実施(こどもの日)
H 19. 4	祝日開館を拡大(こどもの日、敬老の日、文化の日、建国記念日)
H 19. 11	ブックトーク開始(村君小)
H 20. 4	祝日開館を拡大(昭和の日、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、敬老の日、文化の日、勤労感謝の日、天皇誕生日、建国記念日)
H 20. 6	開館時間延長を拡大(6月～9月の平日午後7時閉館(試行))
H 20. 7	視聴覚資料の館内利用開始
H 21. 2	新図書館システムを導入、図書館公式サイトをリニューアル インターネット閲覧用パソコン設置 雑誌の貸出制限(貸出冊数10冊のうち最大5冊)を撤廃
H 21. 4	祝日開館を拡大(秋分の日及び成人の日を除く全ての祝日を開館)
H 21. 6	ボランティア協働による館内整理を開始
H 21. 6	館内OPACでの予約開始
H 21. 7	6月、9月の平日の開館時間を規則(午前9時から午後6時)に復原
H 22. 5	市内小学校へのブックトーク訪問開始
H 22. 9	一般開架室書架増設(開架図書数1万冊)
H 23. 3	地域活性化交付金事業費744万円交付される 配本所業務及び配本所蔵書をすべて各公民館図書室に移行
H 23. 4	原則としてすべての国民の祝日を開館 7月、8月の開館時間、午前9時から午後6時まで
H 24. 4	窓口業務等の民間委託開始 年間を通じて開館時間を午前9時から午後6時まで 7月、8月の館内整理日を休止 市立小中学校採択教科書の展示開始 視聴覚設備更新工事
H 25. 6	ブックカート導入
H 26. 3	「羽生市立図書館運営基本計画」策定
H 27. 2	新図書館システム導入
H 27. 8	空調設備改修工事
H 28. 8	図書館・郷土資料館開館 30 周年
H 30. 4	カラーコピーサービス開始
H 31. 3	「第2次羽生市図書館運営基本計画」策定
R 2. 7	図書館敷地内全面禁煙
R 2. 11	一般開架室の書架増設(3,000冊)
R 3. 2	移動書庫室の書架増設(1,000冊)
R 3. 4	セカンドブック事業開始
R 4. 1	図書館・郷土資料館屋上防水工事
R 4. 2	図書館システム変更導入
R 6. 3	「第3次羽生市図書館運営基本計画」策定
R 6. 12	館内照明施設LED改修工事
R 7. 11	図書館・郷土資料館エレベーター修繕

3. 令和8年度図書館運営基本方針

I 基本方針

図書館は生涯学習の拠点施設として、市民の自主的な学習要求及びその他の課題解決などの様々な要望に適切に応えるため、資料や情報の積極的な収集、提供に努めるとともに他機関との連携を推進し、適正な図書館サービスを提供します。

II 重点施策

① 図書館資料の充実

- ・資料収集方針に基づき、地域の実情や市民の要望を踏まえた図書館資料の整備を推進し、市民の学ぶ・調べるといった要求に的確に応えられるよう、所蔵資料の適正化を進めます。
- ・郷土に親しみ郷土を学ぶため郷土資料や行政資料の充実を図り、あわせて貴重資料の保存に努めます。

② 利用者サービスの充実

- ・市民が社会生活を営むうえで必要となる情報や資料を適切かつ速やかに提供し、図書館の利用価値を高めます。
- ・おはなし会等の事業開催にあわせ、視聴覚室を読み聞かせのスペースとして開放し、親子が触れあうコミュニティ空間を提供します。
- ・事業（おはなし会、ブックスタート、ブックトークその他の各種講座等）の開催や図書館の利用方法等の啓発、市民ボランティアとの連携に努め、安全に安心して利用できる寛ぎのある図書館づくりを進めます。
- ・図書館システムを活用した利用者サービスの向上を、検討します。
- ・広報はにゅう、SNS、ウェブサイトなど多様な手法を活用し、効果的な情報発信に努めます。
- ・利用者の調査研究や情報収集に対する支援を、積極的に行います。

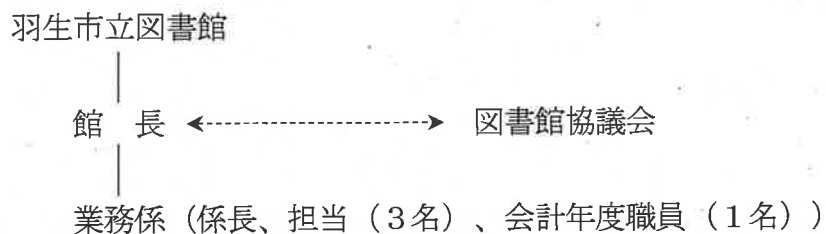
③ 他の図書館、教育機関との連携

- ・埼玉県内の公立図書館等と相互に協力し、図書館資料の活用を促進します。
- ・施設見学や職場体験、情報交換等を推進し、学校との連携を深めます。
- ・公民館、郷土資料館等、他の機関との連携を推進します。

④ 市民との協働による図書館運営

- ・市民ボランティアとの連携による図書館業務の充実を図ります。

4. 組織



5. 概要

I 開館年月日	昭和61年8月1日
II 所在地	〒348-0026 羽生市大字下羽生948番地
III 敷地面積	10,407㎡
IV 建築	構 造 鉄筋コンクリート造り一部2階建 建築面積 2,345㎡ 延床面積 1階2,167㎡ 2階403㎡
V 主要な施設	一般開架室（6万冊） 526㎡ 児童開架室（3万冊） 193㎡ 参考調査室（1万冊） 121㎡ 積層書庫（7万冊） 197㎡ 視聴覚室（80席） 99㎡ 学習室（48席） 82㎡ 会議室 46㎡ 移動書庫室・車庫 71㎡
VI 開館時間	午前9時～午後6時
VII 休館日	火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始、例月整理日（7月8月を除く第4木曜日）及び特別整理日
VIII 所蔵資料数	185,101点（R 8.3.31現在。市民一人あたり3.46点） 書籍資料 182,578冊 視聴覚資料 2,523点

■ 1 階案内図



【参考調査室 食虫植物「ムジナモ」の資料】

羽生水郷公園内の宝蔵寺沼ムジナモ自生地は、国の天然記念物に指定されている日本で唯一残る食虫植物「ムジナモ」の自生地です。

図書館では、郷土の貴重な資料であるムジナモの関連資料を積極的に収集保存し、市民に提供しています。

■ 2 階案内図



学習室

空調が完備された静かで明るい学習室は、大変多くの人に利用されています。

特に夏休み期間などは利用が多く、48席がすべて満席となります。今年度より満席時の会議室の開放(イベント開催および団体使用時除く)を行います。

令和7年度の利用者数は延6,586人

会議室・視聴覚室

会議室や視聴覚室も活用されています。

令和7年度は、会議室69回557人、視聴覚室83回1,271人が利用しました。

6. 令和7年度事業概要

事業名	内容	実施日	実施状況	参加者等
紙芝居&紙芝居講座	紙芝居の実演及び紙芝居講座	6月14日、7月12日	2回	28人
大人のためのおはなし会	テーマ「空翔る 人を知り、ことばを語る 書かなければ生きられなかった 山根基世作」 テーマ「語り継ぐ 民話。物語。語るひとら 集うひとら」	6月22日 11月16日	2回	39人 33人
かかくあそび講座	小学1～3年「かぜ自動車」 小学4～6年「万華鏡」	7月28日 8月4日	2回	13人 9人
一日図書館員	小学4～6年を対象	7月31日 8月7日	2回	5人 5人
絵本の読み聞かせ講座	絵本専門士による絵本の読み聞かせ会と読み聞かせ講座	10月26日	読み聞かせ会 講座	11人 11人
おはなし会	定例 ちいさなおはなし会	第1・第3金曜日	23回	412人
	定例おはなし会	第2土曜日	12回	212人
	春のこどもフェスティバル	5月4日	1回	28人
	夏のこどもおたのしみ会	7月19日	1回	56人
	あおぞらおはなし会	11月3日	1回	34人
	クリスマスおたのしみ会	12月14日	1回	101人
映画会	偶数月/子供向け、奇数月/大人向け	4月～3月	12回	266人
ブックスタート	10か月児を対象とした、読書をととしての親子ふれあいの啓発と絵本の贈呈	4月～3月 (10か月児健診時)	12回	257人
セカンドブック	3歳児対象。読書をととしての親子ふれあいの啓発と絵本の贈呈	4月～3月 (3歳児健診時)	12回	278人
ブックトーク	希望する市内小学校9校の3年生を対象にテーマを決めて本を紹介	5月～11月	10回	378人 639冊
教育機関との連携	施設見学(須影小学校2年生)	11月6日	1回	72人
	まち探検(羽生南小学校2年生)	11月10日	1回	48人
	施設見学(手子林小学校2年生)	1月16日	1回	50人
	社会科見学(羽生南小学校3年生)	2月13日	1回	52人
職場体験受入	職場体験(東中、南中、西中)	各2日間	3回	13人
リサイクルフェア	除籍資料、寄贈資料の再利用促進	12月19日 ～12月23日	配布2,809冊 展示4,722冊	8施設 386人
広報活動	テーマ展示	児童書(季節にあわせた展示)	毎月	12回
		一般書(時事にあわせた展示)		9回
	小学校読書案内	4月、7月、10月	3回	全児童
	中学校読書案内	7月、10月	2回	全生徒
	保育所・幼稚園読書案内	4月、7月、10月	3回	全園児
	広報Hanyuへの掲載	毎月	12回	全戸配布
	SNSでの情報発信(LINE・Instagram・子育てアプリ)	随時	108回	

※延べ人数

7. 利用案内

○利用カード

資料の館外利用等一部の図書館サービスは、利用カードが必要です。

利用カードは、羽生市、加須市、行田市にお住まいの方と羽生市に通勤、通学されている方に発行しています。

○館外利用冊数と利用期間

a 個人の利用

一人10冊まで2週間を限度として利用できます。

b 団体の利用

羽生市内の施設、学校等で団体利用の手続きをした者は図書館資料を館外利用することができます。一団体100冊まで1ヶ月間が限度となります。

○開館時間

原則として、午前9時から午後6時まで開館しています。

○休館日

火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日が振替休館となります。）

例月整理日（7月、8月を除く毎月第4木曜日は休館です。）

年末年始（12月28日から翌年1月4日まで休館です。）

特別整理日（蔵書点検期間は休館となります。）

○予約サービス

他の利用者が利用中の資料（本など）は予約して利用することができます。

マイページを利用（図書館の窓口でパスワードの登録が必要です。）すると、図書館の公式サイトや館内の資料検索機で資料の利用予約ができます。

○コピーサービス（有料）

図書館が所蔵する資料は、コピーして利用することができます。ただし、著作物については法律（著作権法）の範囲内での提供となります。

○レファレンスサービス

暮らしの中の疑問の解決や学習、調査、研究などを支援するため、参考となる所蔵資料の紹介などを行います。

○視聴覚資料の視聴

図書館所蔵のCDやDVDなどを、館内で利用（視聴）することができます。

○インターネットの活用

館内の専用パソコンで、インターネット上の各種ウェブサイトを開覧し情報収集などができます。

8. 統計概要

注意 令和元年度から令和3年度の統計数値は、感染症対策（休館、一部サービスの休止、事業の縮小等）の影響を受けています。

I 所蔵資料数、利用数

区分	所蔵資料数	館外利用数	備考
一般図書	106,750 冊	97,415 冊	
児童図書	57,807 冊	68,101 冊	
雑誌	5,224 冊	9,676 冊	
郷土行政資料	7,309 冊	41 冊	
参考図書	5,488 冊	- 冊	館外利用不可資料
相互貸出	-	1,143 冊	
視聴覚資料	2,523 点	325 点	WEB 閲覧を含む
合計	185,101 点	176,701 点	

市民一人当たり所蔵数=3.460 点 / 市民一人当たり利用数=3.303 点

II 年間利用状況

区分	数量	備考
開館日数	289 日	1 日当たり利用件数 611 件
入館者数	86,955 人	1 日当たり 300 人
うち館外利用者数	38,201 人	1 日当たり 132 人
配備した資料数	5,244 件	
一般図書	2,900 冊	
児童図書	919 冊	
郷土行政資料	142 冊	
参考資料	35 冊	
雑誌	1,243 冊	
視聴覚資料	5 点	
除籍した資料数	4,622 件	
有効利用カード数	23,260 件	令和7年度新規発行数 557 件
一般（13 歳以上）	21,796 人	
児童（0 歳～12 歳）	1,256 人	
団体	70 件	
公立図書館等	138 件	

[参考資料]

1 図書館資料の所蔵状況

ア 分類別所蔵資料明細

(R8.3.31現在 単位：点)

分類	一般書	児童書	郷土行政 資料	参考資料	合計	占有率
総 記	2,389	657	591	829	4,466	2.41%
哲 学	3,515	561	148	133	4,357	2.35%
歴 史	9,268	2,761	2,399	1,144	15,572	8.41%
社会科学	14,063	2,374	2,077	1,136	19,650	10.62%
自然科学	7,302	5,133	373	521	13,329	7.20%
技 術	7,556	1,642	322	265	9,785	5.29%
産 業	3,345	1,136	183	226	4,890	2.64%
芸 術	10,266	3,161	551	395	14,373	7.76%
言 語	1,640	734	27	424	2,825	1.53%
文 学	45,735	19,543	638	415	66,331	35.84%
外 国 語	13	407			420	0.23%
大 活 字	1,658				1,658	0.90%
絵 本		17,935			17,935	9.69%
紙 芝 居		1,763			1,763	0.95%
小 計	106,750	57,807	7,309	5,488	177,354	95.81%
雑 誌	4,787	437			5,224	2.82%
視聴覚資料	メディア	DVD	LD	CD	合計	占有率
	資料数	793	557	1,173	2,523	1.36%
合 計					185,101	100.00%

注意1 分類欄の外国語は日本語以外の言語で書かれた資料です。

注意2 分類欄の外国語から雑誌の5分類については、十進分類を行っていません。

イ 所蔵資料数の推移

(単位：点)

年度	一般書	児童書	郷土行政 参考資料	雑誌（定期刊行物） （タイトル数）資料数	視聴覚 資 料	合計
平成27年度末	104,522	57,245	11,457	（110件）5,590	2,787	181,601
平成28年度末	104,419	57,524	11,596	（110件）5,554	2,821	181,914
平成29年度末	105,604	57,790	11,795	（110件）5,477	2,851	183,517
平成30年度末	104,404	58,256	11,914	（108件）5,438	2,670	182,682
令和元年度末	105,264	58,256	12,070	（111件）5,486	2,474	183,550
令和2年度末	107,244	59,196	12,285	（111件）5,522	2,494	186,741
令和3年度末	107,624	59,557	12,404	（108件）6,942	2,500	189,027
令和4年度末	106,944	58,956	12,478	（104件）5,342	2,507	186,227
令和5年度末	107,389	58,540	12,511	（102件）5,363	2,513	186,316
令和6年度末	105,985	58,044	12,619	（95件）5,316	2,518	184,482
令和7年度末	106,750	57,807	12,797	（92件）5,224	2,523	185,101

注）それぞれ各年度末における数値です。

2 令和7年度図書館利用状況

(1) 推移

(R8.3.31現在)

年度	年度末人口	資料費予算(千円)					所蔵資料数	登録者数	資料等利用者数	資料等利用件数
		図書	新聞雑誌	視聴覚	その他	合計				
H10	57,321	16,000	1,942		226	18,168	159,120	23,967	60,336	272,909
H17	56,436	8,000	1,760		60	9,820	178,202	25,767	66,829	276,428
H18	56,378	6,400	1,510		70	7,980	180,973	26,078	64,806	253,490
H19	56,457	7,000	1,490		72	8,562	188,981	26,685	60,743	236,951
H20	56,249	7,000	1,530		72	8,602	189,423	22,706	61,822	242,745
H21	57,161	7,000	1,531	600	54	9,185	189,750	23,085	65,009	253,852
H22	56,962	7,000	1,531	675	50	9,256	189,635	23,745	66,219	246,535
H23	56,594	11,582	1,517	2,800	68	15,967	172,983	11,053	61,045	250,108
H24	56,331	7,020	1,517	675	63	9,275	173,633	12,781	61,964	250,101
H25	56,041	10,000	1,521	350	64	11,935	173,432	14,114	60,961	243,735
H26	55,838	10,000	1,564	355	106	12,025	178,754	14,792	60,167	243,662
H27	55,589	10,000	1,580	355	130	12,065	178,814	15,847	62,103	252,081
H28	55,350	10,000	1,619	355	130	12,104	179,093	16,854	62,653	253,948
H29	55,087	10,000	1,619	355	130	12,104	180,666	17,811	61,464	249,724
H30	54,958	10,000	1,560	300	130	11,990	182,682	18,779	60,872	249,357
R1	54,584	10,000	1,573	300	130	12,003	183,550	19,494	55,204	229,815
R2	54,222	10,000	1,573	300	130	12,003	186,741	19,907	37,062	181,746
R3	53,985	7,500	1,563	100	120	9,283	189,527	20,768	44,250	215,824
R4	53,917	7,500	1,581	100	100	9,281	186,227	21,404	42,354	203,683
R5	53,788	8,000	1,528	100	100	9,728	186,316	22,052	41,721	195,411
R6	53,517	8,000	1,534	100	100	9,734	184,482	22,449	40,047	188,322
R7	53,492	8,000	1,534	100	100	9,734	185,101	23,260	38,201	176,595

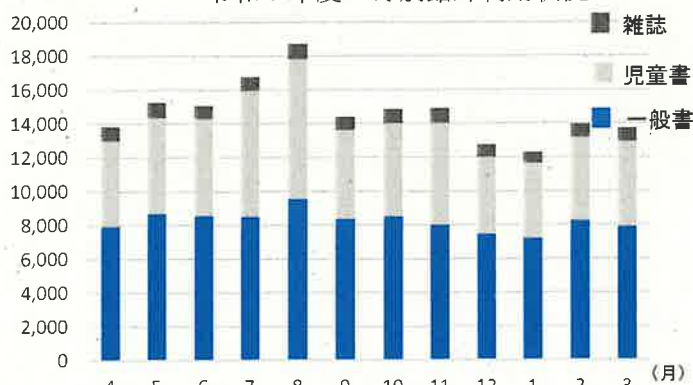
注1) 平成23年度は地域活性化交付金7,182千円(図書4,582千円、視聴覚2,600千円)を含んでいます。

注2) 「登録者数」は、有効な利用カードが発行されている利用者の数(H22までは全発行枚数)です。

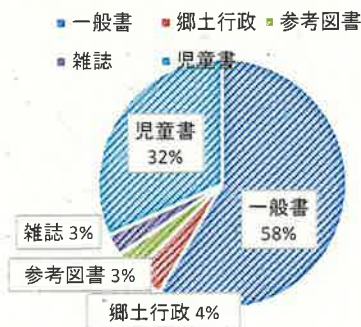
注3) 「所蔵資料数」は、H26から雑誌を、H30からは雑誌と視聴覚資料を含んでいます。

注4) 令和元年度から令和4年度の利用者数と利用件数の減少は、感染症対策の影響が考えられます。

(冊) 令和7年度 月別館外利用状況



令和7年度末
所蔵資料の構成



(2) 月別利用状況

ア 月別利用明細

(R8.3.31現在)

月	開館 日数	来館者数	資料等 利用者数	利用数					
				一般書 (冊)	児童書 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚 (件)	WEB閲覧 (件)	合計 (件)
4月	24日	6,636人	3,002人	7,839	5,069	830	10	8	13,756
5月	26日	6,911人	3,233人	8,576	5,704	889	18	12	15,199
6月	25日	7,311人	3,273人	8,457	5,760	759	18	5	14,999
7月	25日	8,474人	3,637人	8,406	7,464	822	33	17	16,742
8月	27日	10,488人	3,964人	9,396	8,315	891	29	8	18,639
9月	24日	6,882人	3,116人	8,215	5,276	782	18	5	14,296
10月	26日	7,666人	3,230人	8,376	5,519	849	17	7	14,768
11月	25日	7,685人	3,198人	7,862	6,047	871	9	2	14,791
12月	22日	6,239人	2,750人	7,338	4,546	752	12	4	12,652
1月	18日	5,769人	2,696人	7,107	4,433	644	15	10	12,209
2月	22日	6,165人	3,046人	8,117	4,937	786	22	17	13,879
3月	25日	6,729人	3,056人	7,767	5,031	801	18	11	13,628
合計	289日	86,955人	38,201人	97,456	68,101	9,676	219	106	175,558

注1) 「一般書」には参考資料、郷土資料及び相互貸借による利用件数が、「児童書」には紙芝居の利用件数がそれぞれ含まれています。

注2) 1月は図書館システムの更新作業及び蔵書点検作業による臨時休館のため、開館日数が減少しています。

イ 資料等利用数の推移

年度	開館 日数	来館者数	貸出人数	利用数					
				一般 (冊)	児童 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚 (件)	WEB閲覧 (件)	合計 (件)
H26	286日	75,023人	60,167人	144,995	79,314	16,958	1,507	888	243,662
H27	292日	74,539人	62,103人	144,298	88,700	16,341	1,602	1,140	252,081
H28	294日	71,877人	62,653人	142,333	93,382	15,682	1,490	1,061	253,948
H29	294日	63,817人	61,464人	137,282	95,381	14,853	1,172	1,036	249,724
H30	293日	125,197人	60,872人	132,552	98,065	16,478	1,388	874	249,357
R元	273日	116,801人	55,204人	123,883	88,933	15,362	1,035	602	229,815
R2	248日	61,204人	37,062人	95,397	74,632	11,717	0	0	181,746
R3	291日	81,632人	44,250人	110,106	92,106	13,510	62	40	215,824
R4	293日	84,698人	42,354人	103,537	85,951	12,829	219	134	203,683
R5	294日	86,650人	41,721人	102,445	80,126	12,385	272	183	195,411
R6	291日	89,768人	40,047人	101,192	75,501	11,331	133	165	188,322
R7	289日	86,955人	38,201人	97,456	68,101	9,676	219	106	175,558

注1) 「来館者数」について、H24～H28は図書館入館者カウンターと展示室入場者カウンターの合計を補正した数値、H29は図書館入館者カウンターの補正值、H30以降は図書館入館者カウンターの実測値です。

注2) 令和元年度以降は、感染症対策の影響と考えられる数値の低下が見受けられます。

(3) 登録利用者の状況

ア 登録利用者の明細

(R8.3.31現在/単位:人)

地区	登録利用者数	登録利用者数の内訳 (年齢区分)									登録率
		6以下	7～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60～79	80以上	
羽生地区	8,570	92	722	467	511	563	1,698	2,269	1,840	408	45.5%
南羽生地区	1,857	20	156	101	111	122	368	492	399	88	47.7%
新郷地区	1,570	17	132	86	94	103	311	416	337	75	30.5%
須影地区	1,544	17	130	84	92	101	306	409	332	74	34.9%
岩瀬地区	1,969	21	166	107	117	129	390	521	423	94	34.6%
川俣地区	832	9	70	45	50	55	165	220	179	40	38.1%
井泉地区	2,365	25	199	129	141	155	469	626	508	113	39.6%
手子林地区	1,539	16	130	84	92	101	305	407	330	73	38.1%
三田ヶ谷地区	641	7	54	35	38	42	127	170	138	31	32.3%
村君地区	391	4	33	21	23	26	77	104	84	19	29.5%
羽生市計	21,278	228	1,792	1,159	1,269	1,397	4,217	5,633	4,569	1,014	39.8%
登録率	39.8%	10.5%	76.2%	92.1%	92.7%	71.5%	43.0%	39.1%	30.6%	19.5%	
行田・加須	1,544	17	130	84	92	101	306	409	332	74	
その他	368	0	0	25	52	24	73	97	79	18	
合 計	23,190	245	1,922	1,268	1,413	1,523	4,596	6,139	4,980	1,105	

注1) 団体による利用登録70件及び相互貸借にかかる公立図書館等の登録138件は除いています。

注2) 登録率は当該項目の人口に対する登録率です。

イ 登録利用者数の推移

(単位:人)

年度	登録利用者数	登録利用者数の内訳 (年齢区分)									登録率
		6歳以下	7～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60～79	80以上	
R元年度末	18,109	325	1,380	998	1,150	1,382	4,036	4,578	4,260		33.0%
R2年度末	18,441	296	1,226	930	1,138	1,444	4,224	4,728	4,455		34.0%
R3年度末	19,033	292	1,172	921	1,072	1,488	4,483	4,900	4,705		35.3%
R4年度末	19,608	294	1,104	899	1,031	1,547	4,718	5,040	4,975		36.3%
R5年度末	20,197	277	1,092	855	994	1,569	4,951	5,213	4,184	1,062	37.6%
R6年度末	20,738	236	1,065	832	986	1,499	5,221	5,371	4,308	1,220	38.8%
R7年度末	21,278	228	1,792	1,159	1,269	1,397	4,217	5,633	4,569	1,014	39.8%

注1) 羽生市内在住者の登録利用者数。登録率は羽生市の人口に対する登録割合です。

注2) 令和5年度分から年齢区分を一部修正しています。

(4) 図書館資料の館外利用状況

ア 館外利用の明細

(R8. 3. 31現在／単位：冊)

地区	館外利用 件数	館外利用件数の内訳（年齢区分）									利用率
		6以下	7～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60～79	80以上	
羽生地区	65,153	4,430	8,796	912	847	651	10,946	20,198	15,637	2,736	110.7%
南羽生地区	12,561	854	1,696	176	163	126	2,110	3,894	3,015	527	103.1%
新郷地区	12,539	853	1,693	176	163	125	2,107	3,887	3,009	526	77.8%
須影地区	15,990	1,087	2,159	224	208	160	2,686	4,957	3,838	671	115.6%
岩瀬地区	16,828	1,144	2,272	236	219	168	2,827	5,216	4,039	707	94.6%
川俣地区	5,567	379	751	78	72	56	935	1,726	1,336	234	81.6%
井泉地区	16,333	1,111	2,205	229	192	178	2,744	5,066	3,920	688	87.4%
手子林地区	14,777	1,005	1,995	207	171	168	2,482	4,582	3,546	621	117.1%
三田ヶ谷地区	4,927	335	665	69	64	49	828	1,527	1,183	207	79.4%
村君地区	2,586	186	378	39	34	29	425	712	640	143	62.3%
羽生市計	167,261	11,384	22,610	2,346	2,133	1,710	28,090	51,765	40,163	7,060	100.0%
占有率	100.0%	6.8%	13.5%	1.4%	1.3%	1.0%	16.8%	30.9%	24.0%	4.2%	
広域	6,060	412	818	85	79	60	1,018	1,879	1,454	255	
その他	605	0	0	0	24	121	102	212	121	25	
合 計	173,926	11,796	23,428	2,431	2,236	1,891	29,210	53,856	41,738	7,340	

注1) 団体の利用1,563冊、相互貸借制度による利用593冊は除いています。

注2) 利用率は、羽生市（100.0%）に対する地区別の利用率です。

イ 館外利用状況の推移

(単位：冊)

年度	館外利用件数	館外利用件数の内訳（年齢区分）								
		6以下	7～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60～79	80以上
R元年度	211,808	15,470	30,777	3,034	1,758	2,832	32,209	59,407	66,321	
R2年度	168,849	12,751	23,514	2,401	1,405	2,578	25,655	46,174	54,371	
R3年度	201,937	15,754	29,587	3,297	1,054	2,807	28,783	56,449	64,206	
R4年度	192,454	16,213	28,339	3,359	1,288	2,178	26,725	49,478	64,874	
R5年度	185,130	15,621	22,988	2,806	1,385	1,861	25,899	48,515	58,403	7,652
R6年度	178,288	13,712	20,839	2,495	1,126	1,458	25,454	47,447	57,504	8,253
R7年度	167,261	11,384	22,610	2,346	2,133	1,710	28,090	51,765	40,163	7,060

注1) 羽生市内在住者による館外利用冊数です。

注2) 令和2年度の利用件数の減少は、感染症対策の影響と考えられます。

注3) 令和5年度分から年齢区分を一部修正しています。

(5) 予約、相互貸借、館内施設等利用状況

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用希望件数	500	478	482	530	553	512	532	544	459	465	540	537	6,132
うちキャンセル	25	9	17	13	26	17	17	14	14	19	14	8	193
相互貸借*	148	140	169	162	215	212	212	228	192	172	191	206	2,247
他館へ貸出	76	73	85	83	108	108	110	114	97	88	97	104	1,143
他館から借受	72	67	84	79	107	104	102	114	95	84	94	102	1,104
レファレンス	231	223	289	302	347	207	273	216	235	236	230	211	3,000
予約登録件数	489	529	558	590	626	595	576	572	584	475	588	550	6,732
図書館窓口	226	244	307	360	293	348	286	303	293	228	275	321	3,484
館内OPAC	62	49	54	70	89	65	88	51	58	47	79	51	763
WEBサービス	201	236	197	160	244	182	202	218	233	200	234	178	2,485
コピーサービス(枚)	101	92	54	253	130	66	147	90	80	61	31	52	1,157
うちカラーコピー	3	3	3	0	4	7	1	0	0	3	1	1	26
学習室(人)	285	402	622	702	921	483	557	654	390	440	671	459	6,586
会議室(人)	56	25	40	66	47	64	36	38	45	43	65	32	557
視聴覚室(人)	86	108	96	116	69	133	71	101	206	91	83	111	1,271
参考調査室(人)	39	37	58	78	72	44	38	30	35	40	40	55	566

*相互貸借の件数は、羽生市立図書館と他の図書館等の間(施設間)で貸借した資料の件数です。

(6) 市外在住者の羽生市立図書館利用状況

	登録者数	延べ 利用者数	利用件数				利用件数計
			一般書	児童書	雑誌	視聴覚他	
行田市	678人	972人	2,811件	1,036件	387件	2件	4,236件
加須市	866人	416人	992件	776件	69件	9件	1,846件
その他	368人	780人	885件	250件	59件	5件	1,199件
計	1,912人	2,168人	4,688件	2,062件	515件	16件	7,281件

3 雑誌一覧 (五十音順)

(1) 郷土誌

No.	タイトル	刊行
1	浮野	月刊
2	利根	月刊

No.	タイトル	刊行
3	筆	月刊
4	文芸埼玉	年2回

(2) 一般誌

No.	タイトル	刊行
1	VERY	月刊
2	美しいキモノ	季刊
3	ESSE	月刊
4	NHK きょうの健康	月刊
5	NHK きょうの料理	月刊
6	NHK 趣味の園芸	月刊
7	NHK すてきにハンドメイド	月刊
8	NHK やさいの時間	隔月
9	園芸ガイド	年4回
10	OZ magazine	隔月
11	Oggi	月刊
12	オール讀物	隔月
13	オレンジページ	月2回
14	音楽の友	月刊
15	会社四季報 (B6版)	季刊
16	かがくのとも	月刊
17	暮らしの手帖	隔月
18	クロワッサン	月2回
19	芸術新潮	月刊
20	月刊クーヨン	月刊
21	月刊自家用車	月刊
22	月刊たくさんのふしぎ	月刊
23	月刊天文ガイド	月刊
24	月刊Newsがわかる	月刊
25	健康	季刊
26	COTTON TIME	隔月
27	こどもとしょかん	季刊
28	子供の科学	月刊
29	こどものとも	月刊
30	こどものとも0. 1. 2.	月刊

No.	タイトル	刊行
31	こどものとも年少版	月刊
32	こどものとも年中向き	月刊
33	こどもの本	月刊
34	子どもの本棚	月刊
35	この本読んで	季刊
36	GOLF TODAY	月刊
37	サッカーマガジン	隔月
38	サライ	月刊
39	サンキュ!	隔月
40	サンデー毎日	週刊
41	散歩の達人	月刊
42	JTB時刻表	月刊
43	週刊新潮	週刊
44	週刊東洋経済	週刊
45	週刊文春	週刊
46	週刊ベースボール	週刊
47	小説現代	月刊
48	小説すばる	月刊
49	新潮	月刊
50	SCREEN	月刊
51	すばる	月刊
52	Sports Graphic Number	隔週
53	セブンティーン	季刊
54	川柳マガジン	月刊
55	ダイヤモンドZAi	月刊
56	ダ・ヴィンチ	月刊
57	旅の手帖	月刊
58	dancyu	季刊
59	ちいさなかがくのとも	月刊
60	つり人	月刊

3 雑誌一覧（五十音順：つづき）

(2) 一般誌（つづき）

No.	タイトル	刊行
61	鉄道ファン	月刊
62	NATIONAL GEOGRAPHIC	月刊
63	nicola	月刊
64	日経Woman	月刊
65	日経サイエンス	月刊
66	日経トレンディ	月刊
67	日経PC21	月刊
68	Newsweek 日本版	週刊
69	Newton	月刊
70	non-no	月刊
71	Hanako	月刊
72	BE-PAL	月刊
73	婦人画報	月刊
74	婦人公論	月刊
75	プレジデント	月2回
76	プレジデントFamily	季刊
77	文学界	月刊
78	文藝春秋	月刊
79	pen	月刊
80	本の雑誌	月刊

No.	タイトル	刊行
81	みんなの図書館	月刊
82	MOE	月刊
83	モノマガジン	月2回
84	ゆうゆう	月刊
85	LEE	月刊
86	歴史街道	月刊
87	レディブティック	隔月
88	和楽	隔月

4 新聞等一覧

No.	資料名	刊行
1	朝日新聞	日刊（朝刊）
2	読売新聞	日刊（朝刊）
3	埼玉新聞	日刊（朝刊）
4	毎日新聞	日刊（朝刊）
5	産経新聞	日刊（朝刊）
6	東京新聞	日刊（朝刊）
7	日本経済新聞	日刊（朝刊）
8	日刊スポーツ	日刊（朝刊）
9	朝日新聞（縮刷版）	月刊（～H30.2）
10	読売新聞（縮刷版）	月刊（H30.3～）

（R8.3.31現在）

No.	資料名	刊行
11	埼玉新聞（縮刷版）	月刊（～H30.2）
12	広報Hanyu	月刊
13	市議会だより	季刊

5 条例・規則

○羽生市立図書館設置条例（昭和39年12月24日条例第44号）

（設置）

第1条 本市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として羽生市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 図書館は、羽生市大字下羽生948番地に置く。

2 図書館の活動を十分にするため必要あるときは、図書館分館を置くことができる。

（事業）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、法第3条に規定する事項の実施につとめる。

（職員）

第4条 図書館に館長、その他必要な職員を置く。

（指定管理者による管理）

第5条 羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続等）

第6条 指定管理者の指定の手続等については、羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第28号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が指定管理業務を行う場合にあっては、第4条の規定中「その他必要な職員を置く」とあるのは「その他職員を置かないことができる」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に施設等の運営を行うこと。
- (2) 図書館の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（雑則）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第17号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和60年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日条例第14号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第12号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○羽生市立図書館管理規則（平成17年12月16日教育委員会規則第7号）

羽生市立図書館管理規則（昭和61年教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、羽生市立図書館設置条例（昭和39年条例第44号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、羽生市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の規定により次の事業を行う。

- （1） 郷土資料、地方行政資料等の収集等にも留意して図書資料、視聴覚資料その他の必要な資料（法第3条第1項第1号に定める資料をいう。以下「資料」という。）を収集し、整理し、保存し、及び市民の利用に供すること。
- （2） 資料の分類排列を適切にし、その目録を整備し、及び利用のための市民の相談に応ずること。
- （3） 読書会、お話し会、映写会、講演会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- （4） 他の公立図書館、学校、公民館その他の公的な図書施設と緊密に連絡し、協力し、及び資料の相互貸借等を行うこと。
- （5） その他条例第1条に規定する図書館の設置目的に則する事業

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、図書館長（以下「館長」という。）は、必要の範囲内において羽生市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、これを変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

- （1） 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日
- （2） 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- （3） 例月整理日（各月1日以内。各月ごとに実施する資料等の整理を行う日）
- （4） 特別整理日（事業年度中10日以内。所蔵資料の適正管理を目的として実施する蔵書点検を行う日）

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（利用の制限）

第5条 館長は、この規則又は館長の指示に従わない者に対し別に定める基準により図書館の施設、設備、図書館が所蔵する資料（以下「図書館資料」という。）及び埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定その他の貸借制度に基づき貸借利用されている資料（以下「相互貸借資料」という。）の利用を制限することができる。

（損害の弁償）

第6条 図書館の利用者は、故意又は過失により図書館の施設若しくは設備を損傷し、又は図書館資料及び相互貸借資料（以下「図書館資料等」という。）を汚損し、破損し、若しくは忘失したときは、別に定める基準によりその損害を弁償しなければならない。

（資料の館外利用及び利用者）

第7条 図書館資料（館長が指定するものを除く。）は、館長が定める利用手続により図書館外に帯出して利用すること（以下「館外利用」という。）ができる。

- 2 図書館資料を館外利用できる者は、羽生市、行田市若しくは加須市の住民である者若しくは羽生市内に通勤し、若しくは通学している者（以下これらを「個人利用者」という。）又は羽生市内に所在する教育施設、福祉施設その他これらに類する団体であつて館長が認めたもの（以下「団体利用者」という。）とする。

（利用カード）

第8条 図書館資料の館外利用その他の館長が指定する図書館のサービスを受けようとする者は、図書館資料館外利用等申請書（様式第1号）を提出し、図書館サービスを利用するためのカード（様式第2号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、その者は、当該申請書の記載内容を証する書類の提出又は提示をするものとする。

- 2 利用カードの交付は、1者につき1枚とする。

- 3 利用カードの有効期間は、交付の日（利用カードを更新したときは、当該更新の日）から3年間とする。ただし、第8条に定める団体利用者については団体利用者として登録された日（利用カードを更新したときは、当該更新の日）の属する年度の末日までとする。
- 4 前項に規定する有効期限の1か月前から当該有効期限まで又は有効期限を経過した利用カードは、当該カードの正当な占有者（第1項の規定により利用カードの交付を受け、これを正当に占有している者。以下「カード利用者」という。）の申請によりこれを更新して利用することができる。この場合においては、第1項の規定を準用する。
- 5 カード利用者は、当該利用カードの記載事項に変更が生じたとき又は利用カードを紛失し、若しくは著しく破損したときは、その旨を速やかに館長に届け出なければならない。
- 6 カード利用者は、紛失、破損等により当該利用カードを利用できなくなったときは、利用カードの再交付を申請することができる。この場合においては、第1項の規定を準用する。
- 7 前項本文の再交付に要する費用は、当該利用者の負担とし、その額は、100円とする。
- 8 利用カードは、他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。
- 9 カード利用者は、利用カードを利用するための資格を喪失したとき又は利用しなくなったときは、当該利用カードを遅滞なく図書館に返却しなければならない。

（利用の件数及び期間）

第9条 利用カードを利用して館外利用できる図書館資料等の件数及び期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 個人利用者については、同時に利用できる図書館資料等は10件以内とし、利用期間はそれぞれの図書館資料等の利用開始日の翌日から起算して14日以内とする。
- (2) 団体利用者については、同時に利用できる図書館資料は100件以内とし、利用期間はそれぞれの図書館資料の利用開始日の翌日から起算して30日以内とする。
- (3) 前2号にそれぞれ規定する利用期間の最終日が第3条に規定する図書館の休館日に当たるときは、当該日後において最初の開館日を利用期間の最終日とする。

（資料の利用予約）

第10条 利用カードを利用できる個人利用者は、利用しようとする図書館資料が他の利用者によって利用中であるときは、当該資料の利用について予約することができる。

2 前項の規定による予約は、10件以内とする。

（督促）

第11条 館長は、第9条に規定する利用期間を超えて図書館資料等を利用し、又は占有している利用者に対し別に定める基準により当該資料の返還を求めることができる。

（図書館資料の寄贈）

第12条 図書館に資料を寄贈しようとする者は、館長に資料寄贈申請書（様式第3号）を提出するものとする。

- 2 館長は、前項の規定による提出があったときは、その採否について別に定める基準により適正に判断し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
- 3 館長は、寄贈された資料についてその特性等を考慮し、適切に措置するものとする。
- 4 寄贈に要する経費は、当該寄贈申請者の負担とする。

（会議室等の利用）

第13条 第2条第3号に規定する事業を行おうとする者は、視聴覚室、対面朗読室及び会議室（以下「会議室等」という。）を利用することができる。

- 2 会議室等を利用しようとする者は、図書館施設利用申請書（様式第4号）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 館長は、前項の規定による提出があったときは、その利用の可否について施設の利用状況及び図書館の設置目的に照らし、適切に判断するものとする。
- 4 館長は、会議室等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可してはならない。
 - (1) 図書館の秩序の維持ができないおそれがあると認めるとき。
 - (2) 営利活動、宗教活動及び政治活動であると認めるとき。
 - (3) その他図書館の管理上支障があると認めるとき。
- 5 会議室等の利用者は、当該会議室等の利用が終了したときは、直ちに図書館施設利用報告書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。

(事業報告)

第14条 館長は、各事業年度が終了したときは、遅滞なく、当該年度の図書館事業の概要を教育長に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日教委規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月12日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月21日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月16日教委規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日教育規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

○羽生市立図書館協議会設置条例（昭和39年12月24日 条例第45号）

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、羽生市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定数）

第2条 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（委嘱）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから羽生市教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 識見を有する者
- （5） 公募による市民

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に羽生市立図書館協議会の委員に任命されている者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の羽生市立図書館協議会設置条例の規定により委嘱されている羽生市立図書館協議会の委員とみなす。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○羽生市立図書館協議会運営規則（昭和56年7月1日 教育委員会規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、羽生市立図書館協議会設置条例（昭和39年条例第45号）第5条の規定に基づき、羽生市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長等）

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会議は、図書館長の諮問に応じ会長がこれを招集する。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月16日教委規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

6 羽生市立図書館資料収集方針

1 目的

この収集方針は、羽生市立図書館（以下「図書館」という。）の事業を適正且つ円滑に運営するため、図書館における資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この方針における用語について、次の各号に定める。

- (1) 資料 本、雑誌、新聞及び定期刊行物などの刊行物もしくは視聴覚資料等で、図書館における収蔵資料の対象となる全ての資料
- (2) 図書館資料 専ら利用者の利用の用に供する目的で、図書館が収蔵している資料

3 基本方針

- (1) 図書館は、市民が必要とする情報を迅速且つ的確に提供し、調査研究や学習活動、余暇活動などの市民の自主的な活動を適切に支援するため、羽生市の実情及び羽生市民からの要請を考慮して図書館資料を収集するものとする。
- (2) 図書館資料の収集にあたっては、適切な図書館サービスを継続的に提供するため、公平且つ公正で自由な視点から広い視野を持って選定する。
 - ア) 意見が対立している問題や見解が分かれる事柄については、それぞれの観点に立った資料を収集する。
 - イ) 著者のイデオロギーを理由として、その著作を排除することはしない。
 - ウ) 図書館職員の個人的な関心や好みによって選定しない。
 - エ) 第三者からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄しない。また、紛糾をおそれて自己規制しない。

4 選定方法

- (1) 図書館資料の選定は、次の各号に留意し職員全員で定期的に行うものとする。
 - ア) 日頃の図書館活動において、市民のニーズを把握する。
 - イ) 各種メディアの情報を的確に把握する。
 - ウ) 各種機関の書評に留意し、選定の参考とする。
 - エ) 過去の出版物や再版本、復刻本などの情報を注視し、必要な図書館資料の収集補完に努める。
- (2) 市民からの要望を把握し、図書館資料の選定に活用するものとする。

5 分類別収集方針

- (1) 一般書
 - ア) 各分野の基本的な資料を中心に幅広く収集する。
 - イ) 利用者が多い図書館資料は、社会情勢に留意して複本の整備を考慮する。
 - ウ) 漫画、外国図書等については、社会情勢の変化や利用者の多様化等の状況を考察し対応を検討する。
- (2) 児童書
 - ア) 子どもの健全な成長に適切な支援が期待できる資料を収集する。
 - イ) 子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に貢献する資料を収集する。
 - ウ) 子どもの自発的な学習意欲を満たす資料を収集する。
- (3) 参考図書
 - ア) 多様な調査研究に対応するため、またレファレンスサービスの充実向上のため、多岐にわたり広く収集する。
 - イ) 年鑑、白書、便覧等の定期的に刊行される資料については、情報の新鮮さを失わないよう資料の更新を適切に進める。
 - ウ) 選定には、次の点に留意する。
 - ① 記述が客観的で信頼性が高いこと
 - ② 典拠が正確に表示されていること
 - ③ 堅牢で使いやすいこと
- (4) 郷土資料
 - ア) 羽生市に関する資料は全て収集対象とする。
 - ① 個人または各種機関等による資料は、羽生市に関わりが深い資料を収集する。
 - ② 羽生市の出身者、在住者による著作物及び羽生市にゆかりのある人物について記述がある資料を収

集対象とする。

③ 羽生市に関する逐次刊行物及び羽生市について記述のある逐次刊行物を収集対象とする。

イ) 埼玉県及び近隣市町村に関する資料は、重要なものまたは羽生市に関係の深いものを主な収集対象とする。

(5) 行政資料

ア) 羽生市が発行する資料については、全てを収集対象とする。

イ) 羽生市以外の地方公共団体及びその他の公的機関が発行する資料は、必要性が認められるものを収集する。

(6) 逐次刊行物

ア) 新聞は、国内発行の全国紙を中心に収集する。

イ) 雑誌は、国内発行の各分野の雑誌を広く収集する。

(7) 視聴覚資料

ア) DVD等の視聴覚作品は、市民の知識、教養の向上に寄与し、または健全な娯楽に供することができるものを収集する。

6 寄贈資料

寄贈申請されたものは、この収集方針の定めを基本として図書館資料との関連性等を調査し、必要が認められるものについてのみ受入れる。

7 収集しないもの

(1) 犯罪行為を助長するなど、公序良俗に反するもの

(2) 人権またはプライバシーを侵害しまたは侵害する恐れのあるもの

(3) 高度な学術書や受験問題集等、専ら個人の修学の用に供される参考書籍

(4) その他図書館資料として不適切と思われるもの

附 則

この方針は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

○表紙写真 『ゑんぎりしことば』(清水卯三郎著)

1860年に羽生市出身の実業家・清水卯三郎氏によって編纂・出版された日本初期の英語学習書であり英和辞書。外国人相手の商人向けに作られており、英単語の発音をカタカナで表記し、意味を解説している書。

令和8年度 はにゅうの図書館(図書館要覧)

令和8年7月1日発行

編集発行 羽生市立図書館

〒348-0026

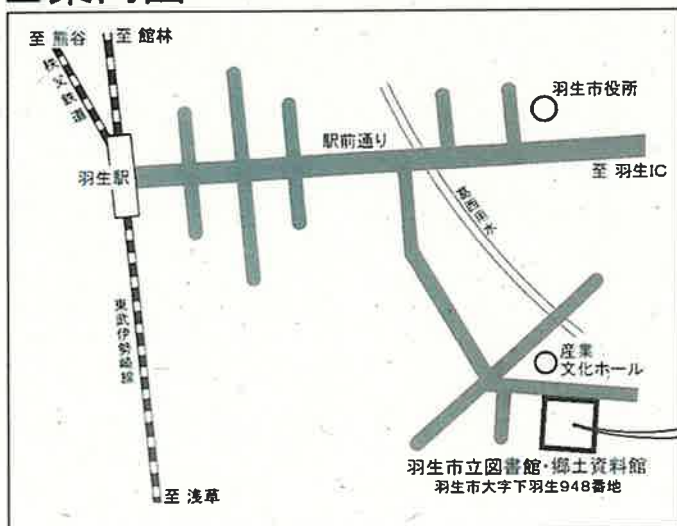
埼玉県羽生市大字下羽生948番地

電話 048-561-8233

FAX 048-563-5873

URL <http://www.lib.city.hanyu.saitama.jp>

■案内図



■拡大図(敷地配置図)

